

川崎市交通局規程第 2 4 号

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 9 月 3 0 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部
を改正する規程

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和 3 2
年交通部規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 4 項第 1 号中「第 1 2 条の 5 第 6 項」の次に「又は川崎市交通局
企業職員の育児休業等に関する規程（平成 4 年交通局規程第 4 号。以下「育児
休業規程」という。）第 1 8 条」を加える。

第 1 2 条の 2 第 2 項第 2 号中「又は」を「、」に改め、「第 1 2 条の 3 第 5
項」の次に「又は育児休業規程第 1 8 条」を加える。

第 1 3 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項中「又は」を「、」に改め、「第 1 2 条
の 3 第 5 項」の次に「又は育児休業規程第 1 8 条」を加える。

第 2 号様式を次のように改める。

年 月 分 給与減額者報告書

給与支払コード
職員コード氏名
退職年月日

不参・欠勤・介護休暇・組合休暇・
無給職免・部分休業・介護時間・
子育て部分休暇の記録

1234567891011
1234567891011
232425262728293031
1234567891011
1234567891011
232425262728293031
1234567891011
1234567891011
232425262728293031

不参
時間数・
日数合計

欠勤
時間数・
日数合計

介護休暇
時間数・
日数合計

組合休暇
時間数・
日数合計

無給職免
時間数・
日数合計

部分休業
時間数・
日数合計

給与減額
時間数・
日数合計

押印欄

押印欄

給与減額
時間数

介護時間・
子育て部分
休暇時間数

1 日付欄の記入方法

(1) 1日単位の不参・欠勤・介護休暇・組合休暇・第2号部分休業の場合及び半日単位
の介護休暇・無給職免の場合
次の記号を記入してください。
1日不参の場合……………不
午前介護休暇の場合・……(介)
1日無給職免の場合・……免
1日第2号部分休業の場合……………部

(2) 1時間単位の不参・介護休暇・組合休暇・第2号部分休業・無給職免の場合及び不参・介護時
間・子育て部分休暇・第1号部分休業の場合、その時間を記入してください。
30分の場合……………0:30 (不参・介護時間・子育て部分休暇又は第1号部分休業の場合のみ)
1時間の場合……………1:00

(3) 週休日及び休日又は代休日、日付欄へ赤にて○印を付してください。

2 「時間数」は、時間単位のための合計を記入してください。

3 給与減額日数・時間数合計欄は、不参・欠勤・介護休暇・組合休暇・無給職免・第1号部分休業・第2号部分休業の日数・時間数の合計を記入してください。

4 介護休暇の場合は、必ず介護休暇願の写しを添付してください。

5 介護時間の場合は、必ず介護時間願の写しを添付してください。

6 子育て部分休暇の場合は、必ず子育て部分休暇願の写しを添付してください。

7 無給職免の届の場合は、必ず職免願の写しを添付してください。

8 第1号部分休業又は第2号部分休業の場合は、必ず部分休業簿の写しを添付してください。(当初月のみ)

9 この報告書は、翌月3日までに提出してください。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。